

令和3年5月25日

令和3年度第2回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和3年5月25日（火）

午後1時30分開会～午後3時43分閉会

2. 場 所

宮城県土地改良事業団体連合会 古川事業所3階会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第12号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第14号 非農地証明願について

4. 協議事項

1) 農政

協議（2） 令和4年度農林水産関係税制改正に関する要望について

5. 出席委員（25名）

1番 小 関 芳 樹 委員	2番 櫻 井 正 幸 委員
3番 武 田 俊 美 委員	4番 佐 藤 裕 之 委員
5番 齋 藤 真理子 委員	6番 佐々木 正 彦 委員
7番 布 塚 幸 子 委員	9番 菅 原 ひろみ 委員
10番 横 山 藏 人 委員	11番 中 鉢 守 委員
12番 渋 谷 裕 子 委員	13番 高 橋 英理子 委員
14番 佐々木 俊 通 委員	15番 下 山 信 行 委員
16番 只 埜 和 臣 委員	17番 菅 原 まり子 委員
18番 高 橋 順 子 委員	19番 中 條 泰 洋 委員
20番 菅 原 清 一 委員	21番 小野寺 正 晃 委員

22番 鈴木 至 委員

23番 佐々木 渉 委員

24番 齋藤 浩義 委員

25番 熊谷 安正 委員

26番 佐々木 政直 委員

6. 欠席委員（1名）

8番 鈴木 淳也 委員

7. 遅刻委員（なし）

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局次長 新堀 秀一 事務局長補佐 大関 太

事務局長補佐 真田 賢一 主幹兼係長 松浦 嘉孝

主幹兼係長 北浦 邦之 主事 堀越 拓磨

事務所長 佐々木 賢 主幹兼係長 大沼 淳子

主事 鈴木 貴典 事務所長 門間 道浩

午後1時30分開会

事務局（大関太事務局長補佐）

ただいまから令和3年度第2回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

[挨拶]

事務局（大関太事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の欠席通告者は、8番鈴木淳也委員であります。

出席委員、定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和3年度第2回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名であります。本日の議事録署名委員を指名いたします。21番小野寺正晃委員、22番鈴木至委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に真田賢一局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔報告1～3の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から3の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

何もなければ、これより議案審議に入ります。

議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号32

番から41番までの10か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

番号32番から41番までの10か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号40番，41番ですが，譲受人の住所地が宮城県内ではないということと，なぜこのような金額になったのか。それから，譲受人は一応耕作している状況のようですが，どのような作物を耕作しているのか。ここには何を作付するのかをお聞きしたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明いたします。こちらは一般の法人になっておりますが，昨年，鹿島台大迫のほうに許可を受けて営農型太陽光発電所と，その隣に大規模発電所を設置された会社で，今回は2か所目の設置となっております。内容につきましては，農地法5条の許可申請に出てくるものと関連しまして，営農型太陽光パネルの設置となっております。

価格につきましては，そちらの太陽光パネルと合わせての金額になっているものと考えております。

なお，パネルの下で作るものは，ヨモギを予定しております。昨年の営農型太陽光発電についてもヨモギを育成し，それをペーストにして，餅屋さんに売って草餅にするという計画でございました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

この会社は，県外でも同じような営農型太陽光発電で実績があるのでしょうか。作付する作物が実際に出荷まで行っている実績があるとか，その辺は分か

りますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

こちらの会社については、鹿島台大迫に設置したものが最近完成し、この春から植え付けが始まるようです。実際に大崎市内については、まだ実績はございません。

議長（佐々木政直会長）

11番委員。

11番（中鉢守委員）

すみません、質問の仕方が悪かったです。県外では実績があるのか、分かりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

県外での実績までは把握しておりません。（「了解しました」の声あり）

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。4番委員。

4番（佐藤裕之委員）

4番です。番号41番ですが、この使用面積が2,349平方メートルのうちの2,336.7平方メートルということですが、13平方メートルだけ残ったのは何か規格があるのですか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

番号41番がうち面積になっているのは、営農型太陽光パネルでございまして、農地法第3条で許可を得て営農する部分の申請になっております。残りの部分については、太陽光パネルの脚の設置部分での面積が抜けている数値になり、そちらは、農地法第5条の許可申請で出てくる形になります。

議長（佐々木政直会長）

4番委員よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がなければ、番号32番から41番までの10か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第9号番号32番から41番までの10か件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第10号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号6番から7番までの2か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日5月24日、議席番号13番委員、18番委員、20番委員、22番委員、23番委員、24番委員6名と事務局2名で現地調査を行いました。現地調査員から調査結果についての報告を行います。

番号6番を22番委員、報告をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

22番委員。

22番（鈴木至委員）

22番です。議案番号6番について報告いたします。販売車両置場9台分、社員駐車場2台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた農地になります。申請地の管理状況は、一部、ネギ、花、ミョウガが植えられていて、一部には農業用ハウスがあり、ほかの水田より少し高い農地で

した。農地区分としては、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の第1種農地で、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響は、北の農地に対して土留め処理をし、雨水排水は自然浸透と既存の水路に流すことで問題はないと見てまいりました。以上になります。

19番（中條泰洋委員）

番号7番を23番委員，報告をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

23番委員。

23番（佐々木渉委員）

23番です。議案番号7番について報告いたします。居宅1棟の建築を目的とした転用です。周辺の状況ですが、南に市道，水路を挟んで水田，ほかは宅地に囲まれております。申請地の管理状況ですが，現在，住宅が建っております。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の第1種農地で，原則は転用不許可だが居住者に必要な施設であり，集落に接続して設置されるため，例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響につきましては，東，南，北に擁壁が建っており，雨水については，北側と東側のU字溝，南側の水路へ排水されております。生活排水については浄化槽を使用しており，問題はないと見てきました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号6番，7番の2か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号7番について，既に住宅が建っているというお話ですが，私，この辺で以前仕事をしていて，何年か前にもう自宅があったというのは，何回か拝見しております。地権者には直接お話は聞いていませんが，こちらは既に

建っているということで、無断転用で建てたということだと思しますので、それ相応の対応をしなければいけないと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

同じく、関連で、番号7番に関して質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。これは居宅ですから結構経っていると思うのですが、非農地証明で対応できる状況ではなかったのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

こちらの建物は、平成25年築となっております。まだ10年経っていない状況でございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。（「了解しました」の声あり）そのほか質疑ございませんか。

先ほど21番委員から番号7番に関して何らかの措置は必要ではないかというご意見がございました。その件に関してご意見あれば委員の皆さんから出していただきたいと思えます。

暫時休憩します。

〔午後1時56分から午後2時10分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

休憩前に21番委員より議案番号7番に関して何らかの措置が必要ではないかというご意見が出されました。また、休憩中にいろいろ意見が出たようです。それに関して6番委員のほうからお願いいたしたいと思えます。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号7番に関しまして、現地調査員より既に家が建っているという報告がありまして、21番委員並びに11番委員より質疑があり、休憩中に各委員に意見を出していただきました。今回の件は、無断転用に当たるものとの意見がありましたので、処分に関しましては、申請人より会長及び県知事宛てに

始末書の提出を求めていただき、無断転用である旨の意見を付して県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま6番委員にまとめていただきました。6番委員の意見でご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号7番1か件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号6番、7番の2か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第10号、番号6番1か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。

なお、番号7番、1か件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号20番から55番までの36か件のうち、番号25番と33番については、議案第12号、番号7番、8番と関連する案件であることから、議案第12号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、番号20番から55番までの36か件のうち番号25番と33番の2か件を除く34か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願いたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

それでは、現地調査報告いたします。番号20番について、13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。議案番号20番について報告いたします。仮設休憩所、仮設倉庫等の設置を目的とした一時転用です。位置図3ページの農地の立地は農振農用地と白地の混在でありまして、周囲は東側に水田、西側に水田と雑種地、南側に水路を挟み道路と水田、北側に傾斜があり雑木と杉林になっておりました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地にあり、土地改良事業の施工区域に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であるために例外的に許可できるものと見てまいりました。資材置場、倉庫、休息室、仮設トイレなどは鉄板敷になるため、周辺農地への影響はないと思われま。

位置図の4ページの農地は、立地は道路から離れたところ、鉄板敷になります。周囲は、東に住宅と水田、西に水田、南に水田、北側は道路を挟み住宅となっております。ここも10ヘクタール以上の一団の農用地にあり、土地改良事業の施工区域に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、一時的な転用であるため例外的に許可できるものと見てきました。ここも、資材置場、仮設トイレ、出入口のみ鉄板敷を敷いて利用するため、周辺農地に影響はないと思われま。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号21番、22番、23番を22番委員、報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。議案番号21番について報告いたします。資材置場、大型貨物、駐車場等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は宅地と道路に囲まれた農地になります。申請地の管理状況は除草管理が良好でした。農地区分は、10ヘク

タールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地です。周辺農地への影響は、雨水排水は自然浸透で処理し、問題はないと見てきました。

続きまして、議案番号22番について報告いたします。太陽光パネル設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は宅地と農地に囲まれた農地になります。申請地の管理状況は、除草管理がされていました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された土地にある第3種農地になります。周辺農地の影響は、東の農地には川を挟み、また、南の農地へは畦畔を挟んでおり、雨水排水は自然浸透と、それ以外は東西の水路に流すため、影響はないと見てまいりました。

続きまして、議案番号23番について報告いたします。社員福利厚生施設用駐車場造成を目的とした転用です。申請地周辺の状況は宅地と農地に囲まれた農地になります。申請地の管理状況は除草管理が良好でした。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の第1種農地で、原則転用不許可だが、既存施設の2分の1の拡張のため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、西の農地には高低差があり、雨水排水は自然浸透と東側の水路に流すことで影響はないものと見てまいりました。以上となります。

19番（中條泰洋委員）

番号24番を13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。議案番号24について報告いたします。倉庫兼作業場、資材置場等を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、宅地に隣接する畑でありました。周囲は東に道路、住宅を挟んで宅地、西に畑と自宅がありました。南側は宅地、北側は畑と宅地、竹やぶがあります。申請地の管理状況は、この一帯が耕起され、枝豆を植え付けており、着工前にその枝豆は収穫するとのことでした。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農用地にあり、土地改良事業の施工区域に属した第1種農地で、原則は転用不許可ですが、住居者に必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水は南側にある既存の土側溝に流すことで、特に影響はないと思われれます。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号26番を22番委員，報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。議案番号26番について報告いたします。資材置場と駐車場を目的とした転用です。申請地の周辺の状況は，宅地と農地に囲まれた農地になります。申請地の管理状況は，雑草が繁茂している状況でした。農地区分に関しましては，10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地になります。周辺農地への影響については，農地のある3方周辺にL型擁壁で囲い，土砂の流出を防ぎ，雨水排水は自然浸透と南北の既存水路に流すことで問題はないと見てまいりました。以上になります。

19番（中條泰洋委員）

番号27番を13番委員，報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号27番について報告いたします。福祉サービス施設1棟と駐車場6台分を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，東側に宅地，西側に道路を挟み宅地，入り口の北側には神社の境内がありました。南側には宅地，北側も宅地となっております。申請地の管理状況は，畑として耕起されておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定された土地で第3種農地と見てきました。周辺への影響については，北側にU字溝があり，西側にもU字溝を今後入れることで雨水を処理し，生活排水は簡易浄化槽を設置するそうです。宅地ばかりなので，影響はないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号28番，29番，30番，31番を20番委員，報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。議案番号28番について報告します。居宅1棟，駐車場2台分を目的とした転用です。周辺の状況は水田地帯にある集落の中にある状況でございます。申請地の管理状況は，畑ですが，耕起跡がありきれいに管理されている状況でした。農地区分は，おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の第1種農地で，原則は転用不許可だが，居住者に必要な施設であり，集落に接続して設置されるため，例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響については，西側にビニールハウスがありましたが，高低差があり，雨水排水

は既存の道路側溝に排水し、生活排水は下水道を利用するという事で問題ないと見てまいりました。

次に、番号29番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。周辺の状況は、山林と宅地に囲まれている場所でありました。位置図を見てもらうと分かると思いますが、3か所まとめて報告します。位置図の太枠内全てが太陽光となるようです。申請地の管理状況ですが、雑草繁茂の状況で、立木が伐採された跡がありました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地であります。周辺への影響についてですが、雨水排水は西側の一部に調整池を設け、そこから既存の水路へ流すことで、問題はないと見てきました。

番号30番、31番は関連していますので、一緒に報告いたします。太陽光パネル架台支柱等の設置を目的とした一時転用です。周辺の状況ですが、山林で囲われた所で、管理状況は雑草繁茂、一部雑木が生えてあります。農地区分は、農振農用地ですが期間3年以内の一時的な転用であるため、例外的に許可できるものと見てきました。周辺農地への影響については、雨水排水は自然浸透とし、東側は傾斜になっており、谷に沿って流すようです。南側には農地がありますが、水路を挟んで分断されているので、影響はないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号32番を、18番委員、報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号32番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。周辺地の状況につきましては、南側が道路に接し、宅地に囲まれた農地でございました。申請地の管理状況は、雑草が生えていたというような感じですが、一部、申請地の南西一角に砂利が敷いてあり、車が駐車してありました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地と見てまいりました。周辺農地は特にありません。周辺への影響につきましては、雨水は自然浸透に加え、既存の道路沿いの側溝へ流すということで、特に問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号34番, 35番を, 24番委員, 報告をお願いいたします。

24番 (齋藤浩義委員)

24番です。番号34番, 35番, 関連ですのでまとめて報告いたします。宅地分譲8区画を目的とした転用です。周辺の状況は, 農地と宅地, 農業用ハウスに囲まれた農地です。申請地の状況は, 昨年の稲の作付けの跡があり, 耕起されておりました。農地区分は, 宅地, 事業用地など連担する区域に属する農地であることから, 第3種農地と見てきました。周辺農地への影響は, 東と北側に擁壁を作り, 西と北側に盛土を行い, 南側は道路を拡幅させるほか, 雨水排水については南と中央の拡幅道路の脇に側溝を入れ, 集水桝を設置してそこに流すことで, 問題はないと見てきました。以上です。

19番 (中條泰洋委員)

番号36番を, 20番委員, 報告をお願いいたします。

20番 (菅原清一委員)

20番です。番号36番ですが, 宅地分譲10区画を目的とした転用です。周辺の状況として, 四方が宅地に囲まれた土地であります。申請地の管理状況は, 稲刈り跡があり, 一部畑跡がありました。農地区分は, 都市計画区域内の用途指定された土地であるため第3種農地であります。周辺には農地がないため, 問題はないと見てきました。以上です。

19番 (中條泰洋委員)

番号37番, 38番, 39番を, 24番委員, 報告をお願いいたします。

24番 (齋藤浩義委員)

24番です。番号37番について報告いたします。営業車両5台分, 従業員用5台分の駐車場を目的とした転用です。周辺の状況は, 二方を農地に囲まれた農地で, 南側は駐車場です。申請地は草刈り管理されておりました。農地区分は, 宅地, 事業用地などが連担する区域に属する農地であることから, 第3種農地と見てきました。周辺農地への影響については, 西側にL型擁壁, 南側には新規に側溝を入れ, 出入口を除き周辺をネットフェンスで囲うそうです。雨水は自然浸透で処理するというので, 問題はないと見てきました。

続いて番号38番について報告いたします。駐車場7台分, 工事用土置場等を目的とした転用です。二方を宅地に囲まれ, 山林と道路に面した農地です。申請地

は草刈り管理がされておりました。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地に属した第1種農地で、原則は転用不許可だが、居住者に必要な施設であり、集落に接して設置するため、例外的に許可できるものとして見てきました。周辺への影響は、雨水排水を自然浸透と既存の水路に流すようで、問題はないと見てきました。

続いて番号39番について報告いたします。居宅1棟、駐車場3台分を目的とした転用です。二方を宅地に囲まれ、農地と道路に面した農地です。申請地は草刈り管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された土地であることから、第3種農地として見てきました。周辺農地への影響につきましては、西側にフェンスを回し、また、雨水排水は東側のU字溝に流し、生活排水は下水道につなぐことで、問題はないと見てきました。以上です。

#### 19番（中條泰洋委員）

番号40番から48番までを、番号23番委員、報告をお願いいたします。

#### 23番（佐々木渉委員）

23番です。番号40番について報告いたします。資材置場を目的とした転用です。周辺の状況ですが、大規模ソーラー施設、山林、休耕田、畑等に囲まれた場所がございます。申請地の管理状況ですが、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地の一部で生産性の低い第2種農地と見てきました。周辺農地への影響につきましては、草刈りをして資材置場として使用し、雨水は自然浸透で処理することで、問題はないと見てきました。

続きまして、番号41番から48番まで、施工業者、申請地周辺の状況、農地区分、農地への影響等については一緒ですので、併せて説明させていただきます。

こちらは、太陽光発電パネル設置を目的とした転用となります。周辺農地の状況ですが、こちらにも山林、ソーラーパネル、畑、休耕田に囲まれた中山間地にある段々の農地となっております。申請地の管理状況ですが、41番は雑木が生えておりました。42番は雑草が繁茂しておりました。43番、44番も雑草繁茂、45番は除草管理されておりました。46番は牧草、47番雑草繁茂、48番は草刈り管理済みとなっております。周辺の状況は先ほどソーラーパネルと言いましたが、位置図22ページ、46番の南東のほうから41番の南側辺りに大規模ソーラー施設、42番の南と東側、あと43番の南側に小規模ソーラー施設がございました。

農地区分につきましては、全て10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地と見てきました。周辺農地への影響については、雨水の排水は、自然浸透で処理することで、問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号49番，50番を，20番委員，報告をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号49番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。周辺の状況として中山間地内で山に囲まれている状況でございました。管理状況は雑草がある状況でした。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地であります。周辺への影響については、雨水の排水は自然浸透と既存の水路へ流し、北側の農地の残りは、段差があるため影響はないと見てまいりました。

続いて番号50番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。周辺の状況は、山林に囲われていて、遊休農地が並んでいる状況でございました。管理状況は、雑草繁茂の状況でございます。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地であります。周辺の影響については、雨水排水は自然浸透、また既存の水路を利用しながら行うということで、影響はないと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号51番，52番，53番，54番を，18番委員，報告をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

18番委員。

18番（高橋順子委員）

18番です。番号51番について報告いたします。資材置場を目的とした転用です。周辺の状況につきましては、宅地に囲まれた所で、管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地と見てまいりました。雨水排水につきましては自然浸透ということで、周辺への影響はないと見てきました。

番号52番は、太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。周辺の状況は、山林に囲まれた農地で、管理状況につきましては、休耕田で雑草が繁茂しておりました。こちらも10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地と見てまいりました。雨水排水は自然浸透とし、また、西側に深い水路があるので、そちらを利用することで周辺への影響はないと見てきました。

続いて番号53番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。周辺の状況は、宅地、山林に囲まれた農地です。申請地の管理状況につきましては、きれいに耕起してありました。こちらも10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地と見てまいりました。雨水排水につきましても、自然浸透と傾斜地で既存の水路へ流すということで、問題はないと見てきました。

続いて番号54番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。周辺の状況は、こちらも山林と道路を挟んで農地が東側にございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂していました。農地区分につきましても、10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地と見てまいりました。周辺農地への影響については、雨水の排水は、自然浸透と東側の既存の水路を利用するというので、問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号55番を、13番委員、報告をお願いいたします。

13番（高橋英理子委員）

13番です。番号55番について報告いたします。太陽光発電パネル設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況ですが、東に道路を挟んで山林、西側に農地、南側に畑がありました。北側は農地と杉があり、耕作されていない荒れた土地でした。西側には墓地跡があります。申請地の管理状況は、草刈り管理がされておりました。農地区分は、10ヘクタールに満たない小集団農地で生産性の低い第2種農地と見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透で処理し、周りへの影響はないと見てまいりました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告終わります。

議長（佐々木政直会長）

34か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号32番について、報告の内容から、一部に敷砂利と車の駐車スペースがあったという話ですが、状況をもう少し詳しくお願いします。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

〔午後2時46分から午後2時56分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。6番委員にまとめをお願いしたいと思います。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号32番に関しまして、現地調査員より一部に砂利が敷かれて駐車場として利用されているというご報告があり、21番委員より経緯等の質疑がございました。休憩を入れまして地元委員より経緯等の説明と、委員皆様よりいただいた意見をまとめますと、過去に当該農地を譲渡人が取得した際、既に一部に砂利が敷かれており現況に近い土地形態になっていたが、その後も耕作することなく、隣人に駐車場として無償で貸し付け、農地以外の利用で現在に至っているとのことであることから、譲渡人より会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達していただくということでもとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

6番委員のまとめにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号32番については、譲渡人より会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。そのほか質疑ございませんか。11番委員。

11番（中鉢守委員）

11番です。番号38番は第1種農地らしいですが、事由の欄に駐車場7台、工

専用土置場などいろいろありますが、なぜこれらが第1種農地に必要なのか、理由が分かれば教えていただきたいと思います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明いたします。番号38番の譲受人につきましては、申請地の西隣で機械修理販売を行っており、そちらの敷地には車が3台ほどしか駐車できない住宅及び店舗のつくりとなっております。説明を受けた中では、来客用についての駐車場は今現在はなく、道路に止めざるを得ない状況でしたが、隣の土地を使ってもいいという話がありまして、今回の申請に至っております。その他、工事用の土置場、砂利置場、砂置場につきましては、これをさらに隣に事務所を構えている会社に対し、貸資材置場として設置して、貸し出す計画になってございます。実質的にこの譲受人が使う部分については、駐車場の部分となり、残りの部分は貸資材置場ということになります。以上です。

議長（佐々木政直会長）

11番委員、よろしいですか。（「了解しました」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。21番委員。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号41番から49番まで、事業面積に対して太陽光パネルが210枚になっているのですが、事業面積はそれぞれ1,500とか900いくらか書いてあるのに、この210枚にこだわっている理由は何でしょうか。何か理由があつてのことなのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

太陽光パネルの枚数でございますが、基本的には、発電、売電の容量で、出力が49.5キロワットにするという目的がまずあります。ただし、このパネル210枚を張ると、大体80キロワット位になりますが、実際、それにパソコンをかけて49.5キロワットに抑えて売電をするという、いわゆる過積載を行うことによって、49.5キロワットに落ち着いております。面積は場所によっても様々で、

法面があったり、四角ではない土地があったりございますが、基本的に業者としては、この位の面積に対して210枚を設置するという計画で提出されているようです。場所によっては300枚という業者さんもいる中、210枚にこだわっているわけではないと思いますが、基本的には太陽光パネル1枚だけという設置はできませんで、8枚とか10枚とか1セットという括りの設置の仕方になりますので、基本的には4の倍数だったり、8の倍数だったりとか、1ユニットという形で設置されるので、その一番取りやすい形ということで、今回、この業者については210枚を選択したものと考えております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

21番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がなければ、番号20番から55番までの36か件のうち番号25番と33番を除く34か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第11号、番号20番から55番までの36か件のうち、番号25番、32番、33番3か件を除く33か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

なお、番号32番1か件については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、午後3時15分まで暫時休憩します。

〔午後3時5分から午後3時15分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

再開します。

議案第12号農地転用事業計画変更承認申請について、番号7番から8番までの2か件のほか、議案第11号番号25番、33番の2か件の計4か件について、併せて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひいたします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

それでは、現地調査報告いたします。

議案第11号、番号25番を22番委員、報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。議案第12号番号7番、議案第11号番号25番と関連でございます。

整備工場1棟、駐車場7台分を目的とした農地転用事業計画変更です。申請地周辺の状況は、宅地と道路に囲まれた農地です。申請地の管理状況は除草管理が良好でした。農地区分に関しましては、都市計画区域内で用途指定された土地で第3種農地になります。周辺への影響につきましては、雨水排水は既存の側溝へ流し、生活排水は浄化槽を利用することで、問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

議案第11号、番号33番を24番委員、報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。議案第12号番号8番、議案第11号番号33番と関連でございます。

居宅1棟、駐車場1台分を目的とした農地転用事業計画変更です。申請地は、道路より一段高い農地であり、周辺は宅地に囲まれておりました。申請地の状況は、草刈り管理がされていましたが、一部敷き砂利がされておりました。農地区分は、都市計画区域内の用途指定された土地で第3種農地と見てきました。周辺への影響については、雨水は道路脇の北側の側溝に流し、また、生活排水は下水道につながりそうで、問題はないと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で報告終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第12号、番号7番から8番までの2か件と、議案第11号、番号25番、33

番の2か件の計4か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第12号、番号7番から8番までの2か件と、議案第11号、番号25番、33番の2か件の計4か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第12号、番号7番から8番までの2か件と、議案第11号、番号25番、33番の2か件の計4か件について許可相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、番号223番から393番までの171か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号223番から393番までの171か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号223番から393番までの171か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第13号番号223番から393番までの171か件を承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第14号非農地証明願について、番号2番1か件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長よろしくお願ひします。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。

番号2番を、18番委員、報告をお願いいたします。

18番（高橋順子委員）

18番です。議案番号2番について報告いたします。申請地の状況についてですが、実際、舗装されており、門道として使っているようでございます。それと、20年以上経過していることの証明となるものとしましては、平成5年に家を建てたという家屋調査済証が玄関に貼ってありました。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号2番1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号2番1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第14号番号2番1か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。

これで、1審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の8. 協議事項に入ります。

農政の協議（2）令和4年度農林水産関係税制改正に関する要望について事務局より説明願ひします。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま、事務局より説明がございましたが、何か質疑等ございませんか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がなければ、農政の協議（２）令和４年度農林水産関係税制改正に関する要望については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（２）令和４年度農林水産関係税制改正に関する要望については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局、委員からの報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局からの連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。

長時間にわたりまして慎重審議いただきまして、大変ありがとうございました。これで議長の座を降りさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

事務局（大関太事務局長補佐）

これをもちまして令和3年度第2回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時43分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 小野寺 正 晃

委 員 鈴 木 至